

[別紙 1]

環境影響評価書案に係る見解書の要約

- 1 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)の名称及び所在地
名称 : 東京都
代表者 : 東京都知事 小池 百合子
所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 2 事業予定者の名称及び所在地
名称 : 東京都
代表者 : 東京都知事 小池 百合子
所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

名称 : 首都高速道路株式会社
代表者 : 代表取締役 前田 信弘
所在地 : 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
- 3 対象事業の名称及び種類
名称 : 東京都市計画道路都市高速道路第1号線(新京橋連結路)建設事業
種類 : 道路の改築
- 4 対象事業の内容の概略

都市計画道路名	東京都市計画道路都市高速道路第1号線(連結路)
延長及び区間	延長:約1.1km 起点:東京都中央区新富二丁目 終点:東京都中央区八重洲二丁目
通過地域	東京都中央区、千代田区
車線数	往復2車線
道路幅員	片側6.5m(標準)
設計速度	40km/時
道路構造	トンネル構造、擁壁構造
主要交通との交差	JR京葉線、東京メトロ銀座線、都営浅草線
計画交通量	計画道路の供用時 : 30,500台/日 道路ネットワークの整備完了時 : 33,700台/日
供用開始	令和17年度(予定)
工事期間	約12年(予定)
関連工事	出入口設置、擁壁更新等

5 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について、都民からの意見書が1件、事業段階関係区長である千代田区長、中央区長からの意見が提出されました。主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりです。

5.1 史跡・文化財

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>史跡・文化財 京橋の親柱 国登録及び中央区指定の文化財の直接の改変なしについて</p> <p>京橋の親柱 3 本が指定・登録文化財とあるが、これだけが指定・登録文化財とされていること自体がおかしい。親柱があるということはここに京橋という橋の存在があるわけである。高速道路が建築され、京橋川は暗渠になり、以来ほぼ 50 年間、京橋は高速道路のガード下に置かれ、京橋の名も鍛冶橋交差点にあり、京橋の場所すら不明となっている。今回、この高速道路の地下化が実現するなら、歴史文化財である京橋に、日本橋のように上空に空をとりもどし、京橋の存在を親柱と共に明確にすることが、中央区における重要文化財の取り扱いにふさわしい改変である。</p>	<p>対象事業地沿道には、国登録の文化財として大野屋總本店店舗、中央区の区民文化財として「京橋の親柱」があることから、史跡・文化財の評価の指標は、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法、中央区文化財保護条例等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守することとしました。</p> <p>中央区指定文化財の「京橋の親柱」は、トンネル構造のシールド区間の沿道に位置し、シールド区間の掘削深度(約 30m)を考慮すると直接改変はないと考えられます。シールド区間の工事の施行中は、地盤及び地下水位に与える影響は小さいと考えられるため、「京橋の親柱」には影響を及ぼさないと予測します。工事の実施に当たっては、文化財等管理者、関係教育委員会からの指示及び関係機関との協議に基づき事前に適切な対応を図ります。さらに、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、文化財保護法に基づき、適切な対応を図ります。</p> <p>また、本事業は、首都高速八重洲線と都心環状線を地下で結ぶ新京橋連絡路を設置するものであり、15～17 ページの施工手順に示すとおり、東京高速道路(KK線)の再生に関するものではありません。</p> <p>京橋の文化財への指定等に関しては、関係教育委員会が、文化財保護条例等に基づき行うものです。</p>

5.2 その他

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>「京橋川再生の会」は京橋三丁目町会の中で、「京橋を活性化させる会」が、研究機関とともに 2010 年に立ち上げたまちづくりを目的とした特定非営利活動法人である。</p> <p>高速道路KK線再生の事業化に関してはKK線周辺におけるまちづくりと連携してあり方を検討するという説明が、説明会においてされてきたが、開発事業団体とその地域住民との検討はされてきているが、京橋 3 丁目は、大根河岸側も竹河岸側もまさにこのKK線に接した町であるにもかかわらず、さらには、「京橋川再生の会」は京橋川の真上にあるKK線のことでありにもかかわらず、スカイコリド一の相談がきたことはこれまでにない。スカイコリド一の周囲には、この街が大切にする大根河岸広場も存在している。又、京橋の存在がある。KK線周辺におけるまちづくり団体としてこれまでの説明会における、質問、意見、意見書もその都度提出しているが、全く、反映がされてこなかったことに対して意見を提出する。</p>	<p>本事業は、首都高速道路日本橋区間の地下化に伴い必要となる大型車の環状方向の交通機能を確認するため、首都高速八重洲線と都心環状線を地下で結ぶ新京橋連絡路を設置するものであり、東京高速道路(KK線)に関するものではありません。</p> <p>なお、「東京高速道路(KK線)再生方針 ～Tokyo Sky Corridor の実現に向けて～」等は、都民意見の募集を行った上で策定されており、都民意見に対する都の考え方はホームページで公開されています。</p> <p>また、東京高速道路(KK線)を含む地域の地区計画の決定に際し、地域住民等を対象に、その案の説明会が実施されています。都民などから提出された意見書は、その要旨に都も構成員である国家戦略特別区域会議の見解を付して、東京都都市計画審議会に提出されています。</p>

6 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長の意見とそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりです。

6.1 千代田区長の意見と事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>1 大気汚染 工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や、周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。</p>	<p>工事の施行中における工事車両の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事車両の極端な集中を回避し、大気汚染の影響の低減に努めます。あわせて、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルート分散等に努めます。また、工事車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。</p> <p>工事車両については、最新の排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車を使用するとともに、駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守します。</p>
<p>2 騒音・振動 工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。 また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。</p>	<p>工事の施行中における工事車両の走行においては、工事の平準化を図ることで工事車両の極端な集中を回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、関係機関協議を行った上で、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルート分散等に努めます。また、工事車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。</p> <p>工事車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守します。</p>

6.2 中央区長の意見と事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>・工事の施行中、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度は環境基準値を上回っていないものの、建設機械の集中稼働を避けた計画的、かつ、効率的な作業に努めるとともに、不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。</p>	<p>工事の施行中における建設機械の稼働においては、工種・作業内容等を踏まえ、必要に応じて工事施工ヤードの敷地境界に仮囲い等を設置します。あわせて、近接する工事工区のユニットについては同時稼働をできる限り回避し、大気汚染の影響の低減に努めます。</p> <p>建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年 10月8日建設省経機発第249号)に基づいて指定された排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めます。あわせて、建設機械の性能維持のため、日常点検及び定期点検を実施します。</p> <p>加えて、建設機械のアイドリングストップを厳守するとともに、建設機械における良質燃料の使用を徹底します。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>・道路交通騒音の現地調査において、環境基準超過は見受けられないものの、令和2年度の調査時点では工事車両の通行ルートにおいて、基準を超過している地点も含まれていることから、工事期間中の車両増加が見込まれることを踏まえ、法令に基づく規制速度を順守することはもとより、不必要なアイドリングの防止等を行い、近隣住民に負担が掛からないよう徹底すること。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事用車両の極端な集中を回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルートの分散等に努めます。また、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。</p> <p>工事用車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守します。</p>
<p>・計画地周辺は同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の搬出用ルート等について、関係機関と十分に協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。特にB-3ルートについては、時間帯によって交通量が多く、信号機のない交差点もあるため、工事用車両の通行の際には周囲に十分な注意を払うこと。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることにより、工事用車両の極端な集中を回避し、大気汚染及び騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、関係機関協議を行った上で、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルートの分散等に努めます。また、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。</p> <p>工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車を使用するとともに、駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守します。</p> <p>なお、特に調査地点B-3に該当する、19ページの図に示す新金橋児童遊園から東京市川線の間については、事業実施段階において、工事用車両運転者に対し、通行の際には周囲に十分な注意を払うことを指導します。</p>
<p>・開削トンネル工事区間においても、シールドトンネル工事区間と同様に工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行うこと。</p>	<p>開削トンネルの工事の施行中においては、地下水の水位のモニタリングを行い、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p> <p>加えて、地盤変位等を計測することにより、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p>
<p>・工事の実施に当たっては、計画的、かつ、効率的な施工管理を実施し、公道に工事用車両及び関係車両等が待機することがないようにするとともに、車両台数の削減に努めること。</p>	<p>工事の施行中における工事用車両等の走行においては、工事の平準化を図ることで工事用車両の極端な集中を回避し、大気汚染及び騒音・振動の影響の低減に努めます。</p> <p>なお、事業実施段階において、工事用車両運転者に対し、公道に工事用車両等が待機することがないように指導します。</p>
<p>・当該事業では、シールドマシン等を使用する工事が含まれているが、類似工事を実施する際に陥没事故等が発生した事例もあることから、工法をしっかりと検討し、事故の無いよう対策に努めること。</p>	<p>シールド工事の施行中においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。あわせて、地盤変位等を計測することにより工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>・橋梁及び公園橋などの区管理施設の施行については、本区と十分に協議を行った上で施工計画を検討されたい。</p>	<p>事業実施段階において、事前に中央区と十分に協議し、施工計画を検討します。</p>
<p>・「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗に併せて関係者に対する十分な事前説明を行うこと。</p>	<p>事業実施段階において、要綱の規定に基づき、お知らせ看板の設置や説明会の開催など、関係者に対する十分な事前説明を行います。</p>
<p>・当該事業を進めていくに当たり、地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき、周辺環境及び都市景観に配慮したものとすること。また、都の条例や都市計画区域マスタープラン等に適合する計画とすること。</p>	<p>本事業を進めるに当たっては、「東京の都市づくりビジョン(改定)」、「都市づくりのグランドデザイン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画2015-」、「中央区基本計画2018(最新版:中央区基本計画2023)」等の環境保全に関する計画や関係条例の趣旨に配慮します。</p>
<p>・当該事業地周辺には、認可保育所及び認証保育所があるため、特に午睡時間(正午から15時頃)の騒音に配慮をされたい。</p>	<p>工事の施行中における建設機械の稼働においては、工種・作業内容等を踏まえ、必要に応じて工事施工ヤードの敷地境界に仮囲い等を設置し、騒音の低減に努めます。あわせて、低騒音工法・低振動工法への変更等、適切な工事方法を検討します。また、近接する工事工区のユニットについては、同時稼働をできる限り回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。</p> <p>建設機械については、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)に基づいて指定された低騒音・低振動型建設機械を採用し、騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>また、工事の施行中における工事用車両の走行においては、工事の平準化を図ることで工事用車両の極端な集中を回避し、騒音・振動の影響の低減に努めます。あわせて、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルート分散等に努めます。あわせて、工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守を指導し、影響の低減を図ります。</p> <p>工事用車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守します。</p>
<p>・当該事業に関する苦情・相談等の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応できるようにすること。</p>	<p>地元の皆様に対しては、事業化後には事業説明会及び用地補償説明会、工事の実施に当たっては工事工法、工事期間や時間帯などの詳細についてご説明する工事説明会を開催し、ご理解ご協力を頂けるよう、各段階に応じて丁寧にご説明させていただきます。</p> <p>また、その際には合わせて連絡先を明記し、皆様のお問合せ等に丁寧に対応いたします。</p>